



令和8年度 地域活性化応援事業

日本農業遺産認定地域である束稲山麓地域（一関市舞川地区、奥州市生母地区、平泉町長島地区）の活性化及び保全を推進することを目的として、地域に携わる皆さんの様々な取組を応援します！

対象 日本農業遺産認定地域である束稲山麓地域（一関市舞川地区、奥州市生母地区、平泉町長島地区）の活性化及び保全に取り組む法人又は3名以上の団体

助成対象 束稲山麓地域の活性化及び保全を目的とした取組に係る経費
(取組に向けた視察経費、必要資材の購入、賃金の支払など)
※ただし飲食費、自家生産物、自家労賃、消費税及び地方消費税は対象外

助成額 定額（上限10万円）

交付申請 助成を希望する団体は、事前に下記問合せ先へ相談の上、事業実施14日前までに、束稲山麓地域農業遺産推進協議会長（以下、「会長」とします）に対し助成金交付申請書（様式第1号）を提出してください。なお、予算の上限に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

助成金の請求及び実績報告

申請が認められ、会長から交付決定を受けた団体は、事業終了後速やかに助成金請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）を提出してください。

提出された書類が適正と認められた場合、助成金をお支払いします。

日本農業遺産とは？

我が国において重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）として、農林水産大臣により認定されるものです。

束稲山麓地域は「災害リスク分散型土地利用システム」として令和5年1月に認定されました。

お問合せ先

束稲山麓地域農業遺産推進協議会

（まずはお住まいの市町の担当課へお問合せください。）

一関市農政推進課 TEL 0191-21-8421

奥州市農地林務課 TEL 0197-34-1764

平泉町農林振興課 TEL 0191-46-5564

岩手県県南広域振興局農政部 TEL 0197-22-2841

様式のダウンロード



日本農業遺産とは？



詳しくは岩手県ホームページをご覧ください。

～取組例～(過去の事例を含む)

地域活性化

〈特産品〉

- ・ 東稲山麓地域の生産物を使用した新商品開発※¹
- ・ 地域特産品のパッケージ制作
- ・ 地域特産品の販売
- ・ 「日本農業遺産東稲山麓地域ロゴマーク」のシール作成
- ・ 遊休農地を活用した落花生の生産と販売



※¹

〈観光・イベント〉

- ・ イベントの企画・実施・人員派遣による交流の促進
- ・ イベントでの伝統芸能の披露
- ・ フットパスの開催
- ・ 東稲トレイルラン'25の開催※²
- ・ 観光マップ、ガイドブックの作成
- ・ 地域郷土食の伝承会の開催
- ・ 案内板の作成・設置



※²

〈その他〉

- ・ 新規生産を予定している生産物の生産地の現地視察



※³

地域の保全・清掃活動

〈環境保全〉

- ・ 耕作放棄地解消のための作物の作付※⁴
- ・ 笹竹・雑草・支障木の刈り取り・除去作業※⁵
- ・ 生態系調査



※⁴

〈伝統文化〉

- ・ 歴史伝統文化活動に係る物品の補修・制作
(太鼓、のぼり旗、横断幕 等)
- ・ 伝統的な建築物等の維持・保全
- ・ 西館観音堂の案内板の修繕



※⁵